

重 要

栗山町職員
防災初動マニュアル
風水害・雪害編

平成30年8月

（修正版）

栗 山 町

目 次

1	災害に対する日頃の心構え・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	初動マニュアルの範囲・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	気象情報の把握と連絡・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	職員の参集・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4-1	職員の参集基準	
4-2	参集時の行動	
4-3	参集者の把握	
5	初動体制・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5-1	初動時の災害対策業務分掌	
5-2	各課室及び各対策部別初動時業務内容	
様式1	災害対策業務分担表・関係団体連絡先・・・・・・・・	11
様式2	災害時職員参集者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	12
別表1	災害発生時の職員行動フロー・・・・・・・・	13
別表2	町の風水害・雪害対策組織及び基準・・・・・・・・	15
資料1	災害対策本部構成図・・・・・・・・・・・・・・・・	16
資料2	災害対策本部の部班の編成、事務分掌・・・・・・・・	17
資料3	栗山町の警報・注意報の発表基準・・・・・・・・	19

1 災害に対する日頃の心構え

町職員には、町民の生命、身体及び財産を災害から守るという重要な責務が課せられている。このため栗山町では、各防災関係機関等の協力のもと「栗山町地域防災計画」、「栗山町国民保護計画」を策定している。

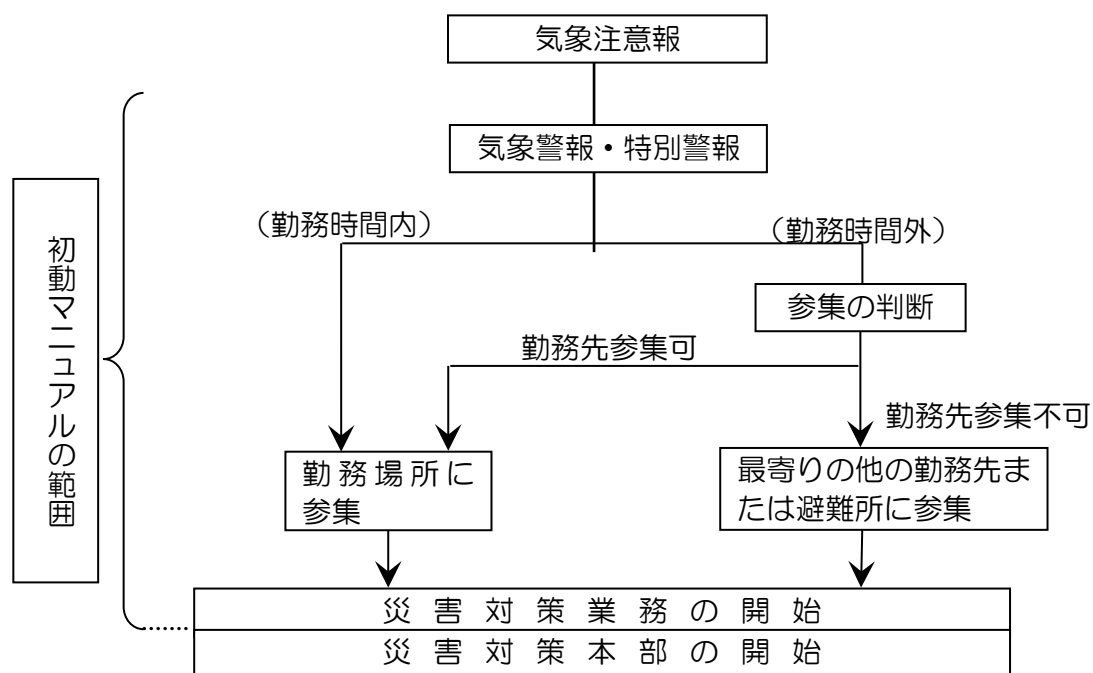
災害対策は、誰かがやってくれるものではない。災害時に実際に活動するのは、私たち職員である。災害が起きても慌てないよう、普段から、自らの防災意識を高めておくとともに、いざという時に何をなすべきか、各自が正しい知識を持っていることが重要である。

<町職員の心構え>

- ① 町民を守るという自覚を持ち、人命救助を優先する。
- ② 敏速かつ積極的に行動する。（災害対策は時間との勝負）
- ③ 速やかに登庁し、指揮者の指示のもと一致協力する。
- ④ 正しい情報に基づいて行動する。（デマ情報に注意）
- ⑤ 被災者には親切に対応する。

2 初動マニュアルの範囲

本初動マニュアルは、風水害・雪害の発生前から発生初期に係る災害対策業務の職員の行動について示したものである。



- (1) 災害対策業務分担表（様式1）には、各対策部（班）内であらかじめ打合せを行い、各人の災害対策業務の分担を明らかにしておくこと。その際、全員が参集出来ないことも考慮して、担当者は複数人とする。
- (2) 班毎の具体的な作業内容は、あらかじめ班内で打合せを行い、担当者等を決めておくこと。

3 気象情報の把握と連絡

大雨、強風、大雪が発生すると予想される場合、職員は、気象情報を入手し、いつでも警戒配備体制が迅速に行えるように準備する。

- ① 大雨、強風、大雪が発生すると予想される場合は（又は外部から連絡を受けたとき）は、テレビやラジオ等で気象情報を入手する。
- ② 職員間の連絡方法は、気象警報等の発表が勤務時間内なのか、勤務時間外なのか、更には通信回線設備の被害の有無により異なる。

＜勤務時間内＞

- ・庁内放送、緊急通報・安否確認システム又は電話等で連絡する。

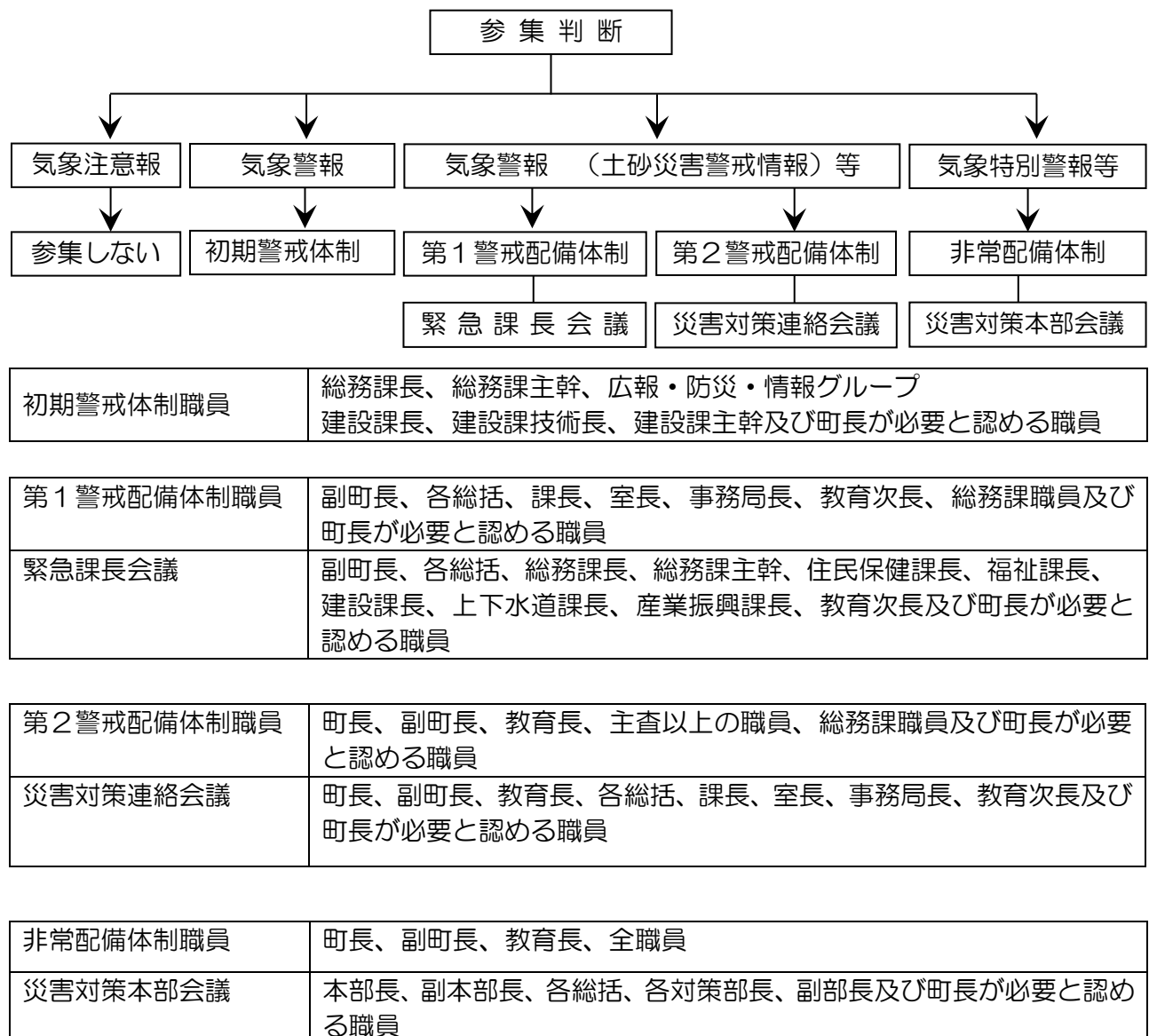
＜勤務時間外＞

- ・通信回線に支障が生じていない場合は、緊急通報・安否確認システムまたは電話により迅速かつ的確に連絡する。

なお、問い合わせ等によって通信回線が混み合い、加入電話では通話できない状態になる恐れがある。その場合は、職員は自己判断により参集する。

※参集判断は「別表1 災害発生時の職員行動フロー」を参照

[職員の参集範囲]



4 職員の参集

4-1 職員の参集基準

(1) 職員の参集

職員は、夜間、休日及び退庁後において、気象警報が発表になったことを、テレビ、ラジオ等の報道等により知ったときまたは、緊急通報・安否確認システムのメールによる通報があったときは、それぞれの配備体制を執る。

(2ページ「職員の参集範囲」を参照)

① 参集場所

ア 職員は原則として、本庁舎（所属する勤務場所）に参集する。

イ 本庁舎（勤務場所）への集合が困難な場合は、最寄りの他の勤務先または避難所に自主集合し、待機する。その後、所属する各課長・室長・事務局長、教育次長又は災害対策本部設置後は、各対策部長（以下「各課長等（各対策部長）」という。）に連絡し、指示を受ける。

② 服装

作業服など動きやすい服とすること。足元は、長靴又は運動靴とすること。

③ 携帯品

軍手、タオル、着替え、懐中電灯、身分証明書、運転免許証等を携帯すること。

(2) 参集できない場合の行動指針

① 災害時、すぐに参集できない職員は、連絡が可能になり次第、速やかに所属する各課長等（各対策部長）に状況を連絡し、指示を受ける。（参集できる状況になれば、すぐに参集する。）

② やむを得ず参集できない場合は、次のような状況が想定される。

ア 職員又は家族等が被災を受け、治療又は入院の必要があるとき。

イ 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、勤務場所又は最寄りの避難に参集することが困難なとき。

ウ 職員の住居又は職員に深く関係する人の住居が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、又は一時的に避難しているとき。

(3) その他

気象警報が発表されていない場合でも、日直や消防署等から施設被害等の連絡があったときは、防災担当職員は参集する。この場合の参集は初期警戒体制職員とする。

4-2 参集時の行動

参集時には、安全に十分留意するとともに、登庁途中において、地域の被災状況の把握に努めること。

- (1) 参集に当たっては、気象情報等をテレビやラジオ等の報道、気象庁等からの情報、連絡通知などから正確な情報を得て参集する。
- (2) 地域の被災状況等の把握が、後の災害対策を行う上で極めて重要となることから、登庁途中において職員は出来る限り被災状況の把握に努めること。
- (3) 被災状況とは、河川の状況、道路・鉄道等の交通施設状況、建物・施設被害の状況、職員の安否、公共施設の状況、救出・救護の状況、消防活動状況及びライフラインの状況等、災害対策活動の参考となる情報を指す。

4-3 参集者の把握

(1) 勤務時間内

- ① 各課長等（各対策部長）は、所管課内の参集者を把握し、総務課長（総務対策部長）に報告する。（様式2による）
- ② 総務課長（総務対策部長）は、全体の参集者を取りまとめ、町長（災害対策本部長）に報告する。
- ③ 総務課長（総務対策部長）は、職員等の家族の安否確認、被災状況をまとめ、家族、自宅等に被災が判明した職員等の帰宅、支援等の対策を検討する。

(2) 勤務時間外

- ① 各課長等（各対策部長）は、所管課室内の参集者を把握し、総務課長（総務対策部長）に報告する。また、連絡のない課室員については、連絡網等により安否の確認を行う。
- ② 総務課長（総務対策部長）は、全体の参集状況を取りまとめ、町長（災害対策本部長）に報告する。

5 初動体制

夜間、休日退庁後においては、一定の職員参集が見込めない状況にあるときは、暫定的な災害対策体制を確保（流動的な職員配置）し、停滞することなく優先度の高い災害対策業務から活動を開始する。

- (1) 指揮すべき各課長等（各対策部長）が不在の場合は、上席の者（技術長、主幹、参与、

主査、対策本部設置後は、対策副部長、班長）が指揮を執る。

（２） 初動時の災害対策業務は概ね次のとおり。

- ① **二次災害の防止措置**（庁舎の被害状況把握、安全確認、散乱物の整理、来庁者の安全確保）

通信機器の確認、停電の確認、水道の確認、暖房の確認、ガラスの破損状況、被災者の発生状況 等

- ② **災害対策本部の設置**（状況により町長が判断～緊急課長会議、災害対策連絡会議）
に向けた通信手段の確認・確保、関係機関への設置報告。

栗山町役場議事堂（旧庁舎２階）に開設 ～ 地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、電話、FAX、各種様式等の準備

- ③ **全体の被害状況の把握・伝達**（被害状況の集約、関係機関への伝達）

被害状況の把握・集約（各対策部からの情報の取りまとめ）、河川、道路、電気、鉄道、電話などの関係機関との情報交換

- ④ **人命に係る業務**（避難勧告・指示、被災者誘導、避難所・救護所の開設準備）

- ⑤ **車両及び防災資機材の確保・調達**

- ⑥ **関係機関・団体との早期連携**（北海道、自衛隊、他市町村への応援要請、災害協定団体等）

※ 初動体制での業務の進捗及び職員の参集状況、又は被害の状況に応じ、町長の判断により災害対策本部体制による活動に順次移行する。

5-1 初動時の災害対策業務分掌

対策本部設置前では、各課室で対応する。本部設置後は、各対策部に移行する。

課・室・G（対策部・班）		所掌災害対策業務（初動時）
総務課、 経営企画課、 出納室 （総務対策部）	総務 G 広報・防災・情報 G （総務・広報班）	・気象予警報及び災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・災害対策本部の設置に関すること。 ・防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・職員の非常招集に関すること。 ・災害広報に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・通信手段確保に関すること。
	行政経営 G （財政資材班）	・被災地域における被害の実態調査に関すること。
	地域政策 G （調 査 班）	・被災地域における被害の実態調査に関すること。
	出納室 （財政資材班）	・被災地域における被害の実態調査に関すること。
若者定住推進課、 住民保健課、福祉課、 環境政策課、 税務課 （民生対策部）	福祉・子育て G 課税 G、収納 G （福 祉 班）	・社会福祉施設の被害調査に関すること。 ・避難所の開設の準備に関すること。
	住民 G、国保 G 生活安全 G 高齢者・介護 G 若者定住推進課 （避難救護班）	・被災者の避難誘導及び移送に関すること。 ・要援護者等の安全確保及び避難誘導に関すること。 ・応急救護所の開設の準備に関すること。 ・災害時の防犯パトロールに関すること。
	健康推進 G 地域医療推進室 （保健衛生班）	・医療施設の被害調査に関すること。 ・保健所、医療機関等との連絡調整に関すること。 ・医薬品、衛生資機材等の確保に関すること。 ・負傷者の手当て等に関すること。
	環境政策 G （環境対策班）	・衛生関係施設の被害調査に関すること。
上下水道課 （建設対策部）	総務管理 G、技術 G （施設管理班）	・道路、橋梁、河川、公園等の被害調査に関すること。 ・道路の通行禁止及び制限に関すること。 ・応急作業用車両等の確保、調達に関すること。 ・公共施設、公営住宅等の被害調査に関すること。
	上下水道 G （上下水道班）	・上下水道施設の被害調査に関すること。 ・応急給水に関すること。
産業振興課、農業委員 会、ブランド推進課 （産業対策部）	農林業振興 G 農業委員会事務局 （農 林 班）	・農業関係の被害調査に関すること。 ・林業関係の被害調査に関すること。 ・農業関係機関との連絡調整に関すること。
	ブランド推進 G まちなか賑わい推進室 （商 工 班）	・商工業関係の被害調査に関すること。 ・観光施設の被害調査に関すること。

介護福祉学校 教育委員会 (文教対策部)	社会教育 G (社会教育班)	・社会教育施設の被害調査に関すること。 ・社会教育施設の避難所開設の準備に関すること。
	学校教育 G、介護福祉学校事務局 (学校教育班)	・学校教育施設の被害調査に関すること。 ・学校教育施設の避難所開設の準備に関すること。
議会事務局 (支援対策部)	議会事務局 (支援班)	・総務 G、広報・防災・情報 G (総務・広報班) とともに、応急対策活動に関すること。 ・議会との連絡調整に関すること。

5-2 各課室及び各対策部別初動時業務内容

対策本部設置前では、各課室で対応する。本部設置後は、各対策部に移行する。

(1) 総務関係 (総務課、経営企画課、出納室) →

総務対策部 (総務・広報班、財政資材班、調査班)

① 総務 G、広報・防災・情報 G → 総務・広報班

災害初期において、庁舎の被災状況を把握し二次災害の防止対策を行う。(ライフラインの確保及び応急修理) また、被災情報を収集・分析し、町の初動対策、各関係機関への速やかな報告を行う。

<第1次情報の分析・報告>

町内の被害状況を把握するため、おおよその被災情報を取りまとめ町長に報告する。

- | | |
|-----------|--------------|
| ・被害の区分・分布 | ・避難の状況及び避難者数 |
| ・交通の状況 | ・通信手段の状況 |

被災情報に基づき、町長の判断により災害配備体制を決める。(第1、第2、非常の各配備体制)

<第2次情報の分析・報告>

被害地域、内容、規模を把握し、各関係機関の初動状況を把握する。また、避難勧告・指示の要否、警戒区域の設定、並びに自衛隊派遣要請の必要性を検討する。更に、職員の参集範囲を決定し、緊急通報・安否確認システムまたは連絡網により連絡する。

<第3次情報の分析・報告>

詳細な被害状況を把握し、広域応援要請の要否の判断、災害救助法の適用の申請を検討する。

- ・災害初期の広報のために必要な情報を収集する。
- ・広報の範囲は、町民等、報道機関とする。広報活動で町内を巡回するときは、併せて災害情報の記録(写真等撮影)を行い、資料とする。
- ・通信手段の被害状況の調査を行う。

② 行政経営 G → 財政資材班

- ・地域政策 G (調査班) とともに、被害状況の調査を行う。
- ・他の対策部・班から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。

③ 地域政策 G → 調査班

- ・被害状況(人的及び家屋)の調査を行い広報・防災・情報 G (総務・広報班) に報告する。

- | | | |
|--------------|--------|---------|
| ・負傷者、要救助者の有無 | ・建物の倒壊 | ・家屋の被害等 |
|--------------|--------|---------|

- ・他の対策部・班から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。

④ 出納室→財政資材班

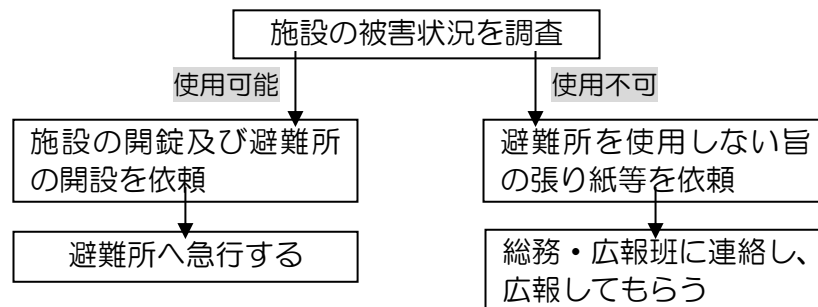
- ・地域政策G（調査班）とともに、被害状況の調査を行う。
- ・他の対策部・班から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。

（２）福祉関係（住民保健課、福祉課、継立出張所、税務課、若者定住推進課、環境政策課）→
民生対策部（福祉班、避難救護班、保健衛生班、環境対策班）

① 福祉・子育てG、課税G、収納G、→福祉班

（ア）避難所開設の準備

- ・市内の社会福祉施設の被害を調査する。
- ・各避難所指定の施設の管理者と連絡を取り、避難所を開設する準備をする。



② 住民G、国保G、生活安全G、高齢者・介護G、若者定住推進課→避難救護班

（ア）被災者の避難誘導及び移送の準備をする。又、避難誘導及び移送時の注意点は、以下のとおりとする。

- ・災害時避難行動要支援者（高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等）を優先する。
- ・負傷者等が発生した場合は、
重傷者の場合、保健衛生班又は消防署に連絡して病院の搬送を依頼する。
軽傷者の場合、避難所（救護所）で手当てを受けるよう、保健衛生班に連絡する。
- ・人数が不足する場合は、その他の班に協力を依頼する。

（イ）救護所開設の準備をする。

- ・避難所から報告される負傷者の状況等を分析し、被害の大きい地域の避難所から順次救護所を開設する準備をする。

（ウ）防犯パトロールを実施する。（被災状況も併せて収集する。）

③ 健康推進G、地域医療推進室→保健衛生班

（ア）医療機関への応援要請（第一報）

- ・災害時は栗山赤十字病院が拠点病院になるので、同病院に連絡し、医療体制を整えるよう依頼する。
- ・空知南部医師会に第一報を入れ、医療班による応急医療のための待機要請を行う。
- ・消防署と協力して町内外の病（医）院の空きベッド数など、負傷者の受け入れ態勢を把握する。
- ・医療品、衛生資機材等の供給確保について確認する。

（イ）医療施設の被害調査を行う。

（ウ）負傷者等の手当て等を行う。

- ・重傷者の場合、医療機関への搬送を行う。
- ・軽傷者の場合、救護所において手当て等を行う。

④ 環境政策G→環境対策班

（ア）衛生施設の被害状況の調査を行う。

(3) 建設関係（建設課、上下水道課） → 建設対策部（施設管理班、上下水道班）

① 総務管理 G、技術 G → 施設管理班

(ア) 被害状況の調査（道路巡視、建物調査）

- ・庁舎の被害状況を把握する。（総務 G と協議し、応急修理等を検討する。）
- ・1 回目の巡視は、被害状況の把握を主目的とし、危険個所の通行止め等、緊急に実施できる措置のみを行う。
- ・避難路から優先的に巡視を行う。被災により車両の通行が不可能な町道の通行禁止の措置を行う。
- ・道路巡視の結果を総務・広報班に随時連絡する。
- ・道路巡視により、国道、道道の被害が判明した場合は、それぞれの道路管理者に連絡する。
- ・避難所として使用する施設及び公共施設、公営住宅等の被害調査（被害診断）をする。

(イ) 避難路の確保

- ・避難路等が障害物等で閉鎖している場合は、可能な限り歩行による通行を確保する。
- ・積雪期においては、避難路の除雪を緊急に実施する。

(ウ) 防災資材の確認・確保を行う。

(エ) 被災調査用及び応急作業用車両の確保、調達、配分を行う。

(オ) 栗山建設協会との災害協定に基づき、応急活動等の体制を整えるよう要請する。

② 上下水道 G → 上下水道班

(ア) 上下水道

- ・上下水道業者に一報を入れ、応急修理の実施に向けて、態勢を整えるよう依頼する。
- ・上下水道施設の被害状況（建物、管路、水源、断水地区等）の被害調査を行う。

(イ) 給水

- ・避難所及び断水地区の状況を把握し、給水計画を立案する。（総務・広報班へ連絡）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・給水が必要な地域及び場所・使用する水源・給水の方法・給水車の巡回スケジュール |
|--|

(4) 産業関係（産業振興課、農業委員会、ブランド推進課）

→ 産業対策部（農林班、商工班）

① 農林業振興 G、農業委員会事務局 → 農林班

- ・被災農家（施設、家畜等を含む）及び農業施設の被害状況を調査する。
- ・林地及び治山施設の被害状況を調査する。
- ・農協、改良区等の農業関係機関との連絡調整を行う。

② ブランド推進 G、まちなか賑わい推進室 → 商工班

- ・商店（商店街）及び企業の被害状況を調査する。
- ・町内の温泉、ホテル、旅館等の被害状況を調査する。

(5) 教育関係（教育委員会、介護福祉学校事務局）

→ 文教対策部（社会教育班、学校教育班）

① 社会教育 G → 社会教育班

- ・社会教育施設及び体育施設の被害状況を調査する。
- ・福祉班と協力して、避難所に指定されている施設の開設を準備する。

② 学校教育 G、介護福祉学校事務局 → 学校教育班

- ・学校教育施設の被害状況を調査する。
- ・各小中学校、介護福祉学校と連携し、児童生徒の安否状況を確認する。

- ・福祉班と協力して、避難所に指定されている施設の開設を準備する。

(6) 支援関係（議会事務局） → 支援対策部（支援班）

① 議会事務局 → 支援班

- ・総務・広報班とともに、初動時の応急対策活動を行う。
- ・議会議員との連絡調整をする。

様式1 (2-(1) 関係)

对策部 班

【災害対策業務分担表】

[illegible]

【関係団体連絡先】

[illegible]

災 害 時 職 員 参 集 者 名 簿

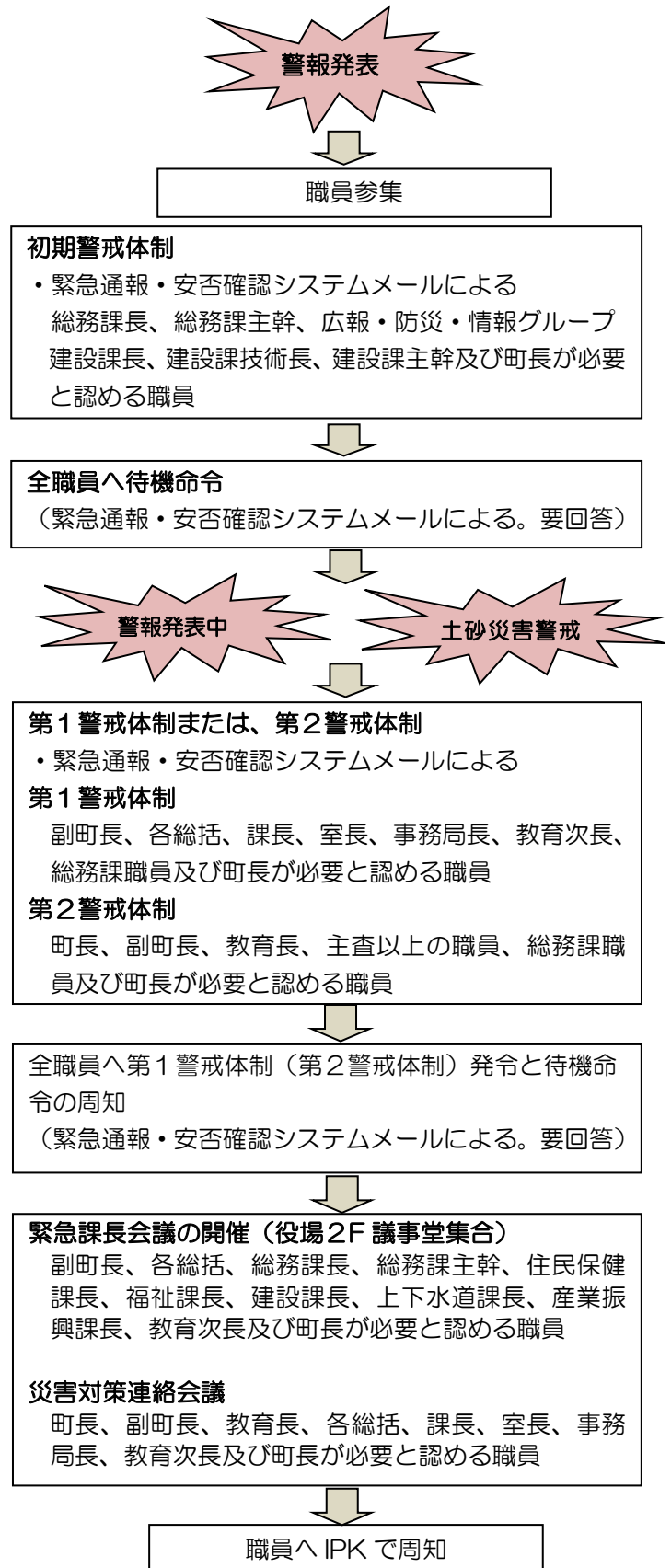
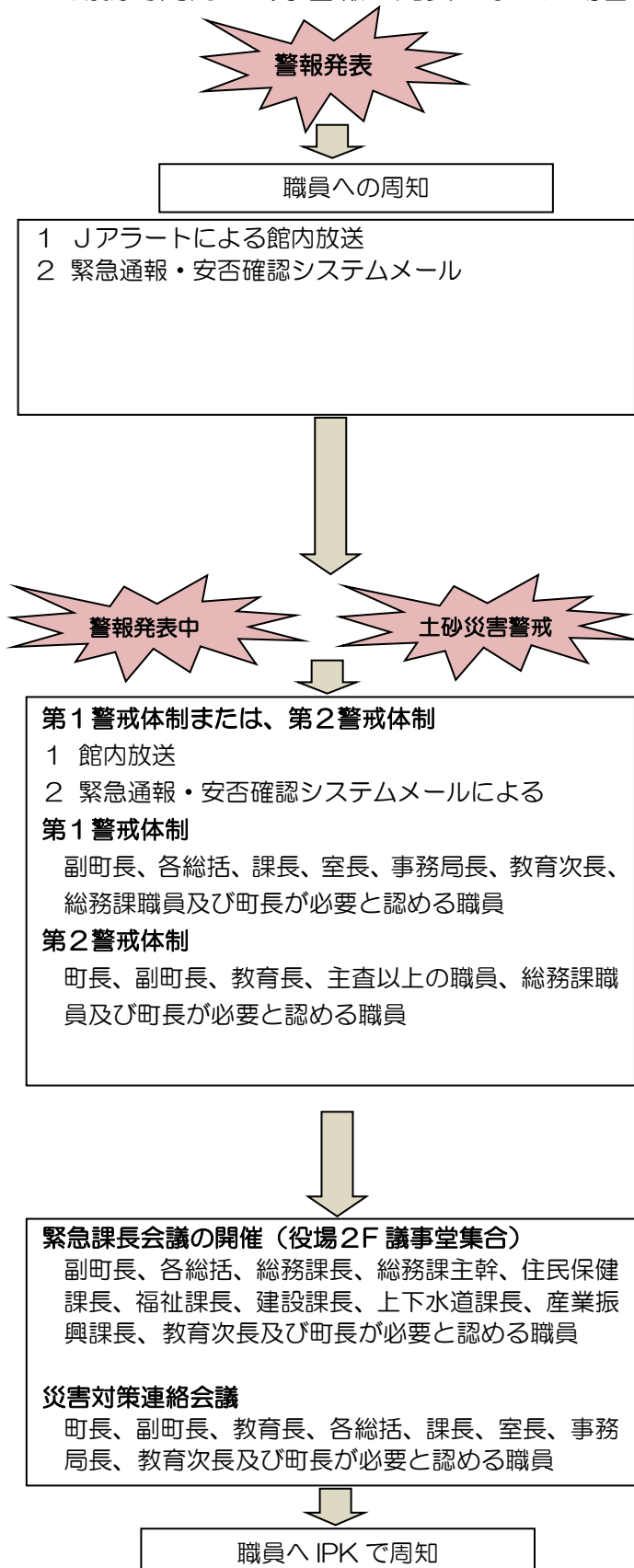
場所	所属部	職 名	氏 名	住 所	平成 年 月 日 参集時間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

災害発生時の職員行動フロー

風水害、雪害の場合は、次の行動フローとする。

●勤務時間内に気象警報が発表になった場合

●勤務時間外に気象警報が発表になった場合



役場庁舎自体の被害確認

OK

ライフラインの確認

電話使用

電気使用

水道使用

暖房等使用

OK

OUT

OK

OUT

OK

OUT

OK

OUT

・携帯電話使用確保
・他の情報伝達手段確保
(無線・TV・ラジオ)

非常電源を用意

上下水道班の指示

修理及び業者へ要請

販売業者から購入

災害対策業務の準備

外部からの情報収集等

- ・町民からの情報
- ・防災関係機関からの情報
- ・市街地の被災状況確認

災害対策業務の資機材等の確保

- ・車両等の確保
- ・無線、照明、暖房の確保
- ・筆記用具、カメラ、ラジオ、各種図面、その他

総務課（総務対策部）（第1次情報取りまとめ）

町長の判断により配備体制決定（緊急課長会議、災害対策連絡会議、災害対策本部会議）

総務課長（総務対策部長）から状況説明

総務課（総務対策部）広報・防災・情報G（総務・広報班）

町長、副町長、教育長、各総括、各課長等
(本部長、副本部長、本部員)

＜災害初期の広報＞

- ・被害概要
- ・対策本部等の設置
- ・火災、交通の情報
- など

各課長等（各対策部長）から各課室員（班員）への業務内容の指示

町民等

各課室（各対策班）災害対策業務開始

(別表2)

町の風水害、雪害対策組織及び基準

体 制	組織の設置基準	設置条件	参集範囲等
初期警戒体制	第1警戒配備体制に至らない災害が発生する恐れがある場合	1 気象警報が発表されたとき	1 総務課長、総務課主幹、広報・防災・情報グループ、建設課長、建設課技術長、建設課主幹及び町長が必要と認める職員。 2 勤務時間外の場合は、第1警戒配備体制該当の職員は自宅待機。
第1警戒配備体制	災害・事故による重大な被害等の発生が予想される時に町長が必要と認めたときに召集し、初動体制に万全を期する。	1 気象庁等からの情報で、災害が発生すると予想されるとき。 2 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。	1 副町長、各総括、課長、室長、事務局長、教育次長、総課職員。 2 勤務時間外の場合は、第2警戒配備体制該当の職員は自宅待機。
緊急課長会議			副町長、各総括、総務課長、総務課主幹、住民保健課長、福祉課長、建設課長、上下水道課長、産業振興課長、教育次長及び町長が必要と認める職員。
第2警戒配備体制	災害対策本部設置に至らない程度の災害・事故が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、町長が認めるとき設置する。	1 大型の台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 2 住居の床上浸水、交通機関の障害等が発生したとき。 3 事故等により人的被害等が局地的に発生し、更に被害の拡大が予想されるとき。	1 町長、副町長、教育長、主査以上の職員、総務課職員及び町長が必要と認める職員。 2 勤務時間外の場合は、上記「1」以外の職員は自宅待機。
災害対策連絡会議			町長、副町長、教育長、各総括、 <u>課長</u> 、 <u>室長</u> 、 <u>事務局長</u> 、 <u>教育次長</u> 及び町長が必要と認める職員。
非常配備体制	災害・事故が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、町長が必要と認めるとき設置する。	1 特別警報が発表されたとき 2 大型台風の接近等で被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 3 多くの地域で避難勧告を行い、孤立集落が発生し、多くの交通機関の障害により応急対策が必要なとき。 4 災害等により被害が大規模で、人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。	町長、副町長、教育長、全職員。
災害対策本部会議			本部長、副本部長、各総括、各対策部長、副部長及び町長が必要と認める職員。

災害対策本部構成図

平成30年7月1日現在

本部長 町 長 副本部長 副町長 本部員 教育長 まちづくり総括 福祉総括 建設総括 産業総括 各対策部長	総務対策部 部長：総務課長	
	副部長：総務課広報・防災・情報担当主幹 (総務・広報班担当)	総務・広報班 班長：総務課総務担当参与(生駒) 副班長：総務課広報・防災・情報G主査(久保) 班 員：総務課総務G、総務課広報・防災・情報G
	副部長：出納室長 (財政資材班担当)	財政資材班 班長：経営企画課行政経営G主査(高橋) 副班長：出納室主査(鈴木美) 班 員：経営企画課行政経営G、出納室員
	副部長：経営企画課地域政策担当主幹 (調査班担当)	調 査 班 班長：経営企画課地域政策G主査(三木) 副班長：経営企画課地域政策G(原田) 班 員：経営企画課地域政策G
	民生対策部 部長：住民保健課長	
	副部長：税務課長 副部長：福祉課福祉・子育て担当主幹 (福祉班担当)	福 祉 班 班長：福祉課福祉・子育て担当主幹(高田) 副班長：税務課収納担当主幹(篠田) 班 員：福祉課福祉・子育てG、税務課課税G、税務課収納G
	副部長：若者定住推進課長 副部長：福祉課高齢者・介護担当参与 (避難救護班担当)	避難救護班 班長：住民保健課住民担当参与(中野) 副班長：若者定住推進課参与(桑島) 班 員：住民保健課住民G、住民保健課国保G、住民保健課生活安全G、福祉課高齢者・介護G、若者定住推進G
	副部長：福祉課地域医療推進室長 (保健衛生班担当)	保健衛生班 班長：福祉課地域医療推進室主査(高野瀬大) 副班長：住民保健課健康推進G主査(十河) 班 員：福祉課健康推進G
	副部長：環境政策課長 副部長：住民保健課国保・健康推進担当主幹 (環境対策班担当)	環境対策班 班長：環境政策課環境政策担当主幹(谷口) 副班長：環境政策課環境政策G主査(澤田) 班 員：環境政策課環境政策G、継立出張所
	建設対策部 部長：上下水道課長	
	副部長：建設課技術長 副部長：建設課総務管理・都市整備担当主幹 (施設管理班担当)	施設管理班 班長：建設課総務管理担当参与(工藤) 副班長：建設課技術担当参与(野原) 班 員：建設課総務管理G、建設課技術G
	副部長：上下水道課主幹 (上下水道班担当)	上下水道班 班長：上下水道課下水道G主査(榑) 副班長：上下水道課上下水道G主査(太田) 班 員：上下水道課上下水道G
	産業対策部 部長：農業委員会事務局長	
	副部長：農業委員会主幹 (農林班担当)	農 林 班 班長：産業振興課農林業振興担当参与(名内) 副班長：産業振興課農林業振興G主査(松田) 班 員：産業振興課農林業振興G、農業委員会事務局員
	副部長：ブランド推進課長 (商工班担当)	商 工 班 班長：ブランド推進課まちなか賑わい推進室長(田崎) 副班長：ブランド推進課ブランド推進G主査(木戸) 班 員：ブランド推進課ブランド推進G、まちなか賑わい推進室員
	文教対策部 部長：教育次長	
	副部長：教育委員会社会教育担当主幹 (社会教育班担当)	社会教育班 班長：教育委員会社会教G主査(三田) 副班長：教育委員会社会教育G主査(丸山) 班 員：教育委員会社会教育G
	副部長：北海道介護福祉学校事務局長 副部長：教育委員会学校教育担当主幹 (学校教育班担当)	学校教育班 班長：教育委員会学校教育担当参与(酒井) 副班長：北海道介護福祉学校事務局参与(青山) 班 員：教育委員会学校教育G、北海道介護福祉学校事務局員
	支援対策部 部長：議会事務局長	
	副部長：議会事務局主幹 (支援対策班担当)	支援対策班 班長：(兼)議会事務局主幹 班 員：議会事務局員

平成30年7月1日現在

総務対策部		部長：総務課長	
副部長	総務・広報班		
総務課広報・防災・情報 担当主幹 (総務・広報班担当)	班長 総務課総務担当参与(生駒) 副班長 総務課広報・防災・情報G主査 (久保)	班員 総務G、 広報・防災・情報G	1 防災会議に関すること。 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 3 災害対策本部の庶務に関すること。 4 避難の勧告又は指示の発令に関すること。 5 知事への災害報告に関すること。 6 自衛隊、広域応援の派遣要請及び受入れに関すること。 7 防災関係機関及び支援活動団体との連絡調整に関すること。 8 救助法に関すること。 9 庁内の非常体制に関すること。 10 気象予警報及び災害情報の収集及び伝達に関すること。 11 災害視察者、見舞者等の応接及び義援金等の受付に関すること。 12 職員の動員計画に関すること。 13 職員の非常招集に関すること。 14 労務の供給に関すること。 15 町民組織との連絡及び協力に関すること。 16 国、道及び関係機関への要望及び資料調整に関すること。 17 被災現場の写真撮影に関すること。 18 災害広報に関すること。 19 報道機関との連絡調整に関すること。 20 情報通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 21 その他、他部及び部内の班に属さないこと
副部長	財政資材班		
出納室長 (財政資材班担当)	班長 経営企画課行政経営G主査(高橋) 副班長 出納室主査(鈴木美)	班員 行政経営G 出納室員 (発災時には、調査班に協力)	1 災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 2 災害経費の経理に関すること。 3 物資の調達及び救援物資の受入れに関すること。 4 町有財産被害の災害共済に関すること。 5 町有財産の緊急使用に関すること。 6 災害に伴う金銭(義援金等の受入れを含む)の出納及び 保管に関すること。
副部長	調査班		
経営企画課地域政策 担当主幹 (調査班担当)	班長 経営企画課地域政策G主査(三木) 副班長 経営企画課地域政策G(原田)	班員 地域政策G	1 被災地域における被害の実態調査に関すること。 2 災害に関する相談、苦情に関すること。 3 町有財産の被害調査に関すること。

民生対策部		部長：住民保健課長	
副部長	福祉班		
税務課長 福祉課福祉・子育て 担当主幹 (福祉班担当)	班長 福祉課福祉・子育て担当主幹(高田) 副班長 税務課収納担当主幹(篠田)	班員 福祉・子育てG 課税G、収納G	1 社会福祉施設等の被害調査に関すること。 2 避難所の開設及び管理運営に関すること。 3 避難所における救助物資の配布に関すること。 4 その他避難所に関すること。 5 防災ボランティアの受入れ及び調整に関すること。
副部長	避難救護班		
若者定住推進課長 福祉課高齢者・介護 担当参与 (避難救護班担当)	班長 住民保健課住民担当参与(中野) 副班長 若者定住推進課参与(桑島)	班員 住民G、国保G、生活安全G 高齢者・介護G 若者定住推進G	1 被災者の避難所への誘導及び移送に関すること。 2 被災者の救出、捜索、死体の収容に関すること。 3 災害時避難行動要支援者の安全確保及び保護に関すること。 4 災害による行方不明者の捜索に関すること。 5 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関すること。 6 被災者及び災害業務従事者に対する食糧の供給に関すること。 7 災害時の防犯パトロールに関すること。
副部長	保健衛生班		
福祉課 地域医療推進室長 (保健衛生班担当)	班長 福祉課地域医療推進室主査(高野瀬大) 副班長 住民保健課健康推進G主査(十河)	班員 健康推進G	1 医療施設の被害調査に関すること。 2 被災者の健康管理・指導に関すること。 3 感染症の予防に関すること。 4 避難所の防疫に関すること。 5 医薬品、衛生資機材等の供給確保に関すること。 6 保健所、医療機関等との連絡調整に関すること。 7 応急救護所の開設及び管理に関すること。 8 救急医療及び助産に関すること。

民生対策部		部長:住民生活課長	
副部長	環境対策班		
環境政策課長 住民保健課国保・ 健康推進担当参与 (環境対策班担当)	班長 環境政策課環境政策担当主幹(谷口) 副班長 環境政策課環境政策G主査(澤田)	班員 環境政策G 継立出張所	1 災害時の廃棄物及び汚物処理に関すること。 2 死体の処理及び埋葬に関すること。 3 被災地における環境保全及び公害対策に関すること。 4 衛生関係施設の被害調査に関すること。 5 防疫計画に関すること。
建設対策部		部長:上下水道課長	
副部長	施設管理班		
建設課技術長 建設課総務管理 ・都市整備担当主幹 (施設管理班担当)	班長 建設課総務管理担当参与(工藤) 副班長 建設課技術担当参与(野原)	班員 総務管理G、技術G	1 道路の通行禁止及び制限に関すること。 2 道路、橋りょう、河川、農業排水、公園等の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること。 3 応急作業用車両等の確保、調達、配分及び保管に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 災害現場への土木・建築用資材等の輸送計画の策定及び実施に 関すること。 6 危険水防区域の警戒巡視に関すること。 7 栗山町水防計画に定める水防活動に関すること。 8 公営住宅の被害調査、応急対策に関すること。 9 被災住宅の応急危険度判定に関すること。 10 応急仮設住宅の建設に関すること。
副部長	上下水道班		
上下水道課主幹 (上下水道班担当)	班長 上下水道課上下水道G主査(榊) 副班長 上下水道課上下水道G主査(太田)	班員 上下水道G	1 上下水道施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること。 2 応急給水に関すること。
産業対策部		部長:農業委員会事務局長	
副部長	農林班		
農業委員会主幹 (農林班担当)	班長 産業振興課農林業振興担当参与(名内) 副班長 農林業振興G主査(松田)	班員 農林業振興G 農業委員会事務局員	1 農業関係の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。 2 被災農家の援護対策に関すること。 3 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること。 4 死亡獣畜の処理に関すること。 5 林野火災に関すること。 6 治山に関すること。 7 災害時における農業関係機関との連絡調整に関すること。
副部長	商工班		
ブランド推進課長 (商工班担当)	班長 ブランド推進課まちなか賑わい推進室長 (田崎) 副班長 ブランド推進課ブランド 推進G主査 (木戸)	班員 ブランド推進G、まちなか 賑わい推進室員	1 商工業関係の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。 2 被災商工業者の援護対策及び応急対策に関すること。 3 食糧、生活必需品等の流通対策に関すること。 4 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関すること。 5 観光客の安全対策に関すること。
文教対策部		部長:教育次長	
副部長	社会教育班		
社会教育担当主幹 (社会教育班担当)	班長 社会教育G主査(三田) 副班長 社会教育G主査(丸山)	班員 社会教育G	1 社会教育施設及び体育施設の被害調査及び応急対策及び復旧対策に関すること。 2 文化財の保護及び応急対策に関すること。 3 社会教育施設及び体育施設の応急利用に関すること。 4 社会教育施設の避難所の開設及び管理運営に関すること。
副部長	学校教育班		
介護福祉学校事務局長 学校教育担当主幹 (学校教育班担当)	班長 学校教育担当参与(酒井) 副班長 介護福祉学校事務局参与(青山)	班員 学校教育G 介護福祉学校事務局員	1 学校教育施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関すること。 2 学用品等の配給に関すること。 3 災害時の応急教育対策に関すること。 4 被災児童・生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査 に関すること。 5 教職員の動員に関すること。 6 学校給食の供給に関すること。 7 学校教育施設の避難所の開設及び管理運営に關する こと。
支援対策部		部長:議会事務局長	
副部長	支援班		
議会事務局主幹 (支援班担当)	班長 (兼) 議会事務局主幹 議会事務局員	班員 議会事務局員	1 議会との連絡調整に関すること。 2 他対策部への応援に関すること

(資料3)

栗山町の警報・注意報の発表基準

(札幌管区気象台資料より)

栗山町	府県予報区		石狩・空知・後志地方	
	一次細分区域		空知地方	
	市町村等をまとめた区域		南空知	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14
		(土砂災害)	土砂雨量指数基準(注1)	142
	洪水	流域雨量指数基準(注2)		雨煙別川流域＝14、時登川流域＝3.6、阿野呂川流域＝17.7、ボンアノロ川流域＝5.9
		複合基準(注3)		ボンアノロ川流域＝(5, 4, 9)
		指定河川洪水予報による基準		夕張川〔円山・清幌橋〕
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6
		(土砂災害)	土砂雨量指数基準	83
	洪水	流域雨量指数基準		雨煙別川流域＝11.2、時登川流域＝2.8、阿野呂川流域＝14.1、ボンアノロ川流域＝4.1
		複合基準		雨煙別川流域＝(5, 10, 7) ボンアノロ川流域＝(5, 4, 1)
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧		視程	200m
	乾燥		最小湿度30%、実効湿度60%（注4）	
	なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
	低温		5月～10月：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より8℃以上低い	
	霜		最低気温3℃以下	
	着水			
着雪		気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

(注1)

土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。大雨によって発生する土砂災害（土石流・崖崩れ等）は土壌中の水分量が多いほど発生の可能性が高く、また、何日も前に降った雨が影響している場合もある。土壌雨量指数は、これらを踏まえた土砂災害の危険性を示す新たな指標として、気象台が発表する土砂災害警戒警報及び大雨警報・注意報の発表基準に使用する。

(注2)

流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。大雨によって発生する洪水災害（河川の増水、氾濫など）は、流下してくる雨水の量が多いほど発生の可能性が高く、かつ、上流の降雨が下流に集まるまでの時間差も考慮しなければならない。流域雨量指数は、これらを踏まえた新たな指標として、気象台が発表する洪水警報・注意報の発表基準に使用する。

(注3)

表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

(注4)

実効湿度とは、木材の乾燥の程度を表す指数で、数日前からの湿度を考慮に入れて計算する。実効湿度が50～60%以下になると火災の危険性が高まる。

気象に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合